

個人版事業承継税制における認定経営 革新等支援機関の事務について

【2024年4月改訂版】

中小企業庁 財務課

※本資料は2024年4月1日時点の法令に基づく情報等で作成されています。

1. はじめに

令和元年度税制改正において、「個人の事業用資産に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度」が創設されました。本税制は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成20年法律第33号。以下「経営承継円滑化法」という。）第12条第1項の認定を受けた中小企業者を対象としており、その適用の前提となる要件は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（平成21年経済産業省令第22号。以下「施行規則」という。）において定められています。

経営承継円滑化法第12条第1項の認定を受けるためには、①個人事業承継計画について認定経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」）による指導及び助言を受け、②贈与・相続等による特定事業用資産の移転等について認定支援機関から一定の確認を受ける必要があります。

本マニュアルは、本税制措置の運用を円滑なものにするため、個人事業者を支援する認定支援機関における個人事業承継計画の指導及び助言並びに特定事業用資産の確認等に係る事務のガイドラインを示すものです。

なお、本マニュアルはあくまでもガイドラインであり、認定支援機関の行う事務の要領を参考までに提示するものですので、関係法律、政令、省令の規定等を確認の上、支援対象者における業務の内容、実態など個別具体的事情に沿った十分な検討を踏まえて、指導及び助言並びに確認等を行ってください。

2. 個人版事業承継税制の概要

個人版事業承継税制は、後継者が先代事業者から贈与又は相続若しくは遺贈により取得した特定事業用資産について、一定の要件を満たせば当該特定事業用資産にかかる贈与税又は相続税の納税が猶予・免除される制度です。本税制の適用に当たって、後継者は「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下「経営承継円滑化法」）に基づく都道府県知事の認定を受け、申告期限までにこの制度の適用を受ける旨を記載した申告書及び一定の書類を税務署へ提出し、一定の担保を提供する必要があります。

なお、先代事業者からの贈与の日又は相続の開始の日の翌日から1年以内に行われた先代事業者の生計一親族等からの贈与又は相続若しくは遺贈についても、本税制の対象となります。

制度の詳細については、中小企業庁ホームページ「個人版事業承継税制の前提となる認定」又は国税庁ホームページ「事業承継税制特集」をご参照ください。

3. 認定支援機関における事務

後継者が経営承継円滑化法の認定を受けるためには、まずは「個人事業承継計画」（様式第21の3）を都道府県に提出※し、確認を受ける必要があります。

個人事業承継計画の記載事項は、先代事業者及び後継者の氏名や事業承継の時期、承継時までの経営の見通しや承継後の事業計画等に加え、認定支援機関による指導及び助言の内容等です。

※計画を提出することができる期間は、平成31年4月1日～令和8年3月31日です。

(1) 納税猶予を適用するための手続き

個人事業承継税制を利用するためには、①個人事業承継計画の作成・提出、②特定事業用資産の贈与・相続、③認定申請、④税務申告の順で手続きが必要になります。

①の個人事業承継計画の作成にあたり、認定支援機関の指導及び助言が必要になります。

また、②の特定事業用資産の移転についても認定支援機関の確認が必要となります。

なお、特定事業用資産の承継の前に個人事業承継計画を提出することができなかった場合でも、承継後、都道府県庁へ認定の申請を行う際に、併せて個人事業承継計画を提出することも可能です。

STEP 1

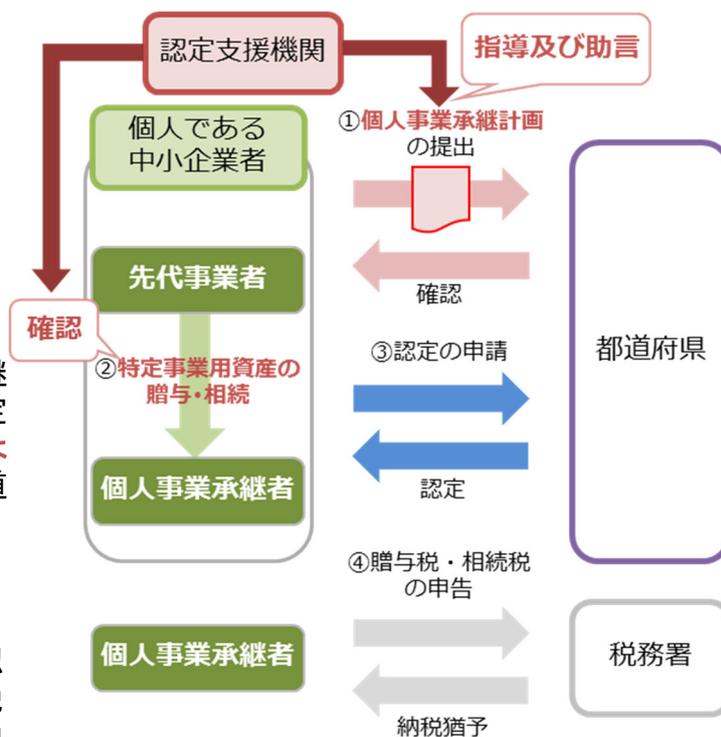
個人事業者は個人事業承継計画（認定支援機関による指導及び助言について記載）を作成し、都道府県に提出。

STEP 2

特定事業用資産の承継を行い都道府県に認定申請（認定支援機関による確認書を添付）。都道府県知事が認定。

STEP 3

個人事業承継計画・認定書の写しとともに、税務署へ納税申告。納税猶予の開始。



——個人事業承継計画における認定支援機関の指導及び助言

(1) 個人事業承継計画における記載事項

個人事業承継計画の作成に当たっては、所定の様式（様式 21 の 3）を利用し、以下の事項を記載する必要があります。

1. 特定事業用資産に係る事業について

経営承継円滑化法の認定を受けようとする事業の事業内容等を記載してください。

2. 先代事業者について

先代事業者の氏名を記載してください。

3. 個人事業承継者について

先代事業者から事業を承継する予定の後継者の氏名を記載してください。個人事業承継者として氏名を記載された方でなければ、事業承継税制の認定を受けることはできません。個人事業承継者を変更する場合は、後述の変更申請書による変更手続きを行う必要があります。

なお、個人事業承継者は 1 名しか記載できません。先代事業者が複数の事業を行っており、その事業ごとに個人事業承継者がいる場合は、その事業ごとに個人事業承継計画を作成する必要があります。

4. 先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について

特定事業用資産を承継する予定の時期、当該時期までの経営上の課題、当該課題への対処方針について記載してください。

特定事業用資産の贈与後又は相続後に本計画を作成する場合には記載不要です。

5. 個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画

個人事業承継者が実際に事業を承継した後、どのような経営を行っていく予定か、具体的な取組内容を記載してください。なお、この事業計画は必ずしも設備投資・新事業展開や、売上目標・利益目標についての記載を求めるものではありません。後継者が、先代事業者や認定支援機関とよく相談の上、後継者が事業の持続・発展に必要と考える内容を自由に記載してください。

(別紙) 認定経営革新等支援機関による所見等 (認定支援機関が記載してください。)

1. 認定経営革新等支援機関の名称等

申請者に指導及び助言を行った認定支援機関の名称等について記載してください。代表者欄に記入する氏名は、当該認定支援機関における内部規定等により判断してください。

2. 指導・助言を行った年月日

認定支援機関が指導及び助言を行った年月日を記載してください。

3. 認定支援機関による指導・助言の内容

個人事業者の作成した個人事業承継計画について、認定支援機関の立場から、事業承継を行う時期や準備状況、事業承継時までの経営上の課題とその対処方針、事業承継後の事業計画の実現性など、円滑な事業承継を後押しするための指導及び助言を行い、その内容を記載してください。

【チェックポイント】

「先代事業者が有する特定事業用資産を個人事業承継者が取得するまでの期間における経営の計画について」及び「個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画」は「なぜその取組を行うのか」「その取組の結果、どのような効果が期待されるか」が記載されているかをご確認ください。

「個人事業承継者が特定事業用資産を承継した後の経営計画」においては、すべての取組が必ずしも新しい取組である必要はありませんが、記載例を参考に、可能な限り具体的な記載がなされているかをご確認ください。

なお、計画作成の数年後に特定事業用資産の承継を行うことを予定しているなど、この計画の作成段階では承継後の具体的な経営計画を記載することが困難である場合には、大まかな記載にとどめ、実際に特定事業用資産を承継しようとする前に具体的な計画を定めることも可能です。(その場合には、下記(3)の個人事業承継計画の変更手続を行うことが求められます。)

また、所見欄には、その取組への評価や、実現可能性 (及びその実現可能性を高めるための指導・助言) を記載してください。

(2) 個人事業承継計画の変更

個人事業承継計画の確認を受けた後に、計画の内容に変更があった場合は、変更申請書(様式第24の3)を都道府県に提出し確認を受けることができます。変更申請書には、変更事項を反映した計画を記載し、再度認定支援機関による指導及び助言を受けることが必要です。

注意点

- ✓ 個人事業承継者として個人事業承継計画に記載されていない者は、経営承継円滑化法の認定を受けることはできません。
- ✓ 事業承継後の事業計画を変更した場合（より詳細な計画を策定する場合を含む）も、計画の変更の手続きを行うことができます。特に、当初の個人事業承継計画においては具体的な経営計画が記載されてなかった場合は、認定支援機関の指導・助言を受けた上で、それを具体化するための計画の変更の手続きを行うことが求められます。

——特定事業用資産の移転等における認定支援機関の確認

（認定申請時添付書類）特定事業用資産の移転等に係る認定経営革新等支援機関の確認書

（１）認定支援機関による確認

経営承継円滑化法第 12 条第 1 項の認定申請にあたっては、（２）に掲げる事項について認定支援機関の確認を受け、かつ当該確認を受けたことを証する書面を添付する必要があります。（施行規則第 7 条第 10 項第 6 号、第 11 項第 4 号（当該規定を準用する場合を含みます。））

（２）確認の内容

1. 後継者が贈与・相続により取得した特定事業用資産が、当該贈与・相続の直前において、先代事業者（生計一親族等を含みます。）が所有し、かつ、先代事業者がその事業の用に供していた特定事業用資産の全てであること。
2. 後継者が当該特定事業用資産のうち納税猶予制度の適用を受けようとする特定事業用資産の全部を自己の事業の用に供していること又はその見込みであること。
3. 後継者は当該事業に係る取引を記録し、かつ、帳簿書類の備付けを行っていること（後継者が、既に事業所得を生じる他の事業を行っている場合には、当該事業と当該他の事業とを区分整理していること。）。

（３）確認方法等について

別紙、中小企業庁ホームページに掲載する「認定経営革新等支援機関における特定事業用資産等の確認マニュアル」をご参照ください。